鎌倉小町商店会 街灯柱へ設置するつり下げ広告旗 自主審査基準

鎌倉市商店街街灯柱等へ設置するつり下げ広告旗表示ガイドラインに基づき、 鎌倉小町商店会 街灯柱へ設置するつり下げ広告旗自主審査基準を次のとおり定める。

1	1 景観との調和		
	(1)	地域のまちなみや景観と調和したデザインとすること。	
	(2)	様々なデザインのつり下げ広告旗が乱雑に掲出されることのないよう、一定の	
	(2)	区域ごとに、規則性と統一性が感じられるデザインとすること。	
		原則として、つり下げ広告旗の一部に商店街の名称又は愛称等を表示するこ	
		と。また、その際、商店街の名称又は愛称等と広告の内容が明確に区別できる	
		ようなレイアウトデザインを行なうこととする。	
	(4)	デザインは歩行者の視認性に配慮し、複雑な告知内容を避けること。	
	/ - \	広告物の意匠が鎌倉の落ち着いた歴史的景観を害さない優れたものであって、	
	(5)	そのデザインに鎌倉らしいイメージが感じられるものであること。	
	(C)	1 ピナファッキ 1 人类 2 o 1 ピナ 1 トラファ 1	
		1 広告面につき、1 企業かつ1 広告とすること。	
	(1)	文字、写真の使用は必要最小限とすること。	
	(0)	1 広告面に会社名、商品名、商品写真(イラストを含む。)のうちから 2 つ以 上を表示するときは、そのうちの 1 つを主として表示し、他は面積比を小さく	
	8	工を表示するとさな、そのプラのエフを主として表示し、他は面積几を小さくすること。	
	}	クロース。 使用する色彩は、3色程度とすること。ただし、色相及び彩度が同じで、明度	
	(9)	のみが異なる色については1色とみなす。	
	(10)	基調色は、彩度6以下の控えめな色彩とすること。	
	(11)	全国共通のデザインやコーポレートカラーであって、彩度6を超える場合は、	
		図と地の色彩を反転させるなどの配慮をすること。	
	(12)	人間の身体の部分(顔、手、足等)を強調した広告表現は控えること。	
2	交通安全の確保		
	(1)	通行人等に対し危害をおよぼす恐れのあるものは、使用しないこと。	
	X	信号機又は道路標識等の効用を妨げるものは、使用しないこと。	
	(3)	通行人等の注意を著しく阻害する恐れのあるものは、使用しないこと。	
		ア 4コマ漫画等ストーリー性のあるもの	
		イ 文字表記が多く、熟読させるもの	
		ウ 絵柄や文字が過密しているもの	
		エ 同一規格内容を過剰に複数表示したもの 通行人等を幻惑させる恐れのあるものは、使用しないこと。	
	(4)		
		ア発光、蛍光、反射素材等	
	 = .	イトリック効果等を有するもの	
3	育り (1)	>年の保護 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるものに該当しないこと。	
	(1)	<i>泰刀又はわいせつ性を埋池・池起させるものに該当しないこと。</i> ギャンブルを肯定等するものに該当しないこと。	
		青少年の人体、精神又は教育に有害なものに該当しないこと。	
	(<u>/</u> /	性を意識させるようなデザインに該当しないこと。	
4	*************	年の尊重	
سيسر ا		- グマニ 人権侵害、差別、名誉棄損等に該当しないこと。	
	<u>ļ</u> uvuvuvu	人の人格、身体、思想等を侵害するものに該当しないこと。	
8	سنسسه		

(3) 人を人種、国籍、性別、身体的特徴、年齢、教育、思想等により差別するものに (4) 人又は法人等の名誉等を毀損するものに該当しないこと。 消費者保護 (1) 虚偽の内容を表示するものに該当しないこと。 法令等で認められていない業種、商法、商品等を表示するもの又は肯定するも (2) のに該当しないこと。 (3) 国家資格に基づかない者が行う療法等に関するものに該当しないこと。 (4) 誇大・比較広告等手法上議論があるものに該当しないこと。 (5) 責任の所在が明確でないものに該当しないこと。 その他 (1) 卑劣な内容・デザインのものに該当しないこと。 (2) 風俗営業に関連するものに該当しないこと。 (3) 布教を目的とするものに該当しないこと。 (4) 政治的意見発表や論争の場となるおそれがあるものに該当しないこと。 (5) その他社会風紀を乱すおそれのあるものに該当しないこと。 自主審査委員会で作成した自主審査基準(追加)の内容 (1) デザインが小町通りの景観を損ねていないこと (2) 広告内容が会員店舗の営業を阻害しないこと